

平成23年第4回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日時 : 平成23年4月13日(水) 8:30~9:00
2. 場所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 笹嶋 唯博理事, 松野 丈夫理事, 飯塚 一理事, 竹中 英泰理事
4. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 前田 敬道監事, 伊藤事務局長, 太田学長政策推進室長, 佐藤監査室長, 中村総務部長, 高橋病院事務部長, 石ヶ森教務部長, 山内総務課長, 藤井企画評価課長, 今田会計課長, 中西施設課長, 高橋学生支援課長, 堤総務課長補佐, 国井総務課長補佐, 松井総務係長, 山村総務係主任

議事に先立ち、学長から、平成23年4月1日付けで、飯塚副学長が研究担当の理事に就任され、本日から出席いただいている旨紹介があった。

議事に先立ち、学長から、第3回役員会(平成23年3月23日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 時間外労働及び休日労働に関する協定書の見直し案について

本件について、学長から発議の後、昨年7月28日に行われた旭川労働基準監督署の調査で、資料1-2のとおり是正勧告あったこと。また、同監督署からの助言を参考に、資料1-1のとおり三六協定の見直し案を作成した旨報告があった。

次いで、山内総務課長から資料1-1に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおりこれが了承された。

なお、早急に、過半数代表者との協議を行って、本年度の三六協定を締結する旨学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) NTT東日本訴訟の移送申立に関する最高裁判所の決定等について

高橋病院事務部長から、NTT東日本が提訴した病院情報管理システムに関する損害賠償請求訴訟において、NTT東日本が旭川地裁への移送を不服として最高裁に特別抗告していた件について、最高裁は、平成23年3月30日付けでこの抗告を棄却し、旭川地裁への移送が確定したこと。

(2) NTT東日本に対する損害賠償請求訴訟について

高橋病院事務部長から、本学が、3月16日(水)に旭川地裁に提起した、NTT東日本に対する損害賠償請求訴訟について、5月24日(火)午後3時から第1回口頭弁論が行われること。

(3) 卒業生に対する奨学資金貸与制度の新設について

医師又は看護師の国家試験に合格しなかった本学の卒業生に対し、1年間に限

り、奨学資金を貸与して経済的支援を行うことにより、国家試験の受験準備に専念できる環境を整備するため、「卒業生に対する奨学資金貸与制度」を新設したこと。これは、学術振興後援資金を財源としており、学術振興後援資金管理運用委員会において了承されていること。

なお、高橋学生支援課長から、資料2に基づき説明があった。

次回の開催予定

次回役員会は、平成23年5月18日（水）午前8時30分から開催すること。

以上